

高萩・北茨城広域事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和60年3月9日

条例第1号

改正 平成11年3月15日条例第1号

令和元年10月9日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、高萩・北茨城広域事務組合の管理者、副管理者（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

(支給の方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給の方法については、北茨城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年北茨城市条例第19号）の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（平成11年条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

職 名	報酬月額	旅 費 (相当する職)
管 理 者	11,000円	北茨城市長
副管理者	10,000円	〃